

御手洗姓氏についての考察 (二)

本系図について (前号より続く)

御手洗 一而

(会員・川越市小堤)

(一) 本系図と伊予との関係

前項で区分した清原・藤原両流の個々の系図を考察する前に、この系図にみられる両氏族が何故に伊予(特に越智郡)と関係を生じたかについて検討してみたい。

後述する如く、清原系図からは玉井氏・目見田氏を分出し、藤原系図からは柳辺氏を分出し、越智郡に関係することは明白であるが、両氏族がいつ頃伊予入りしたかについては必ずしもはつきりしない。藤原系図には六代宗兼の項に、佐々木広綱が平家追討の功により守護職を拝命した時、鎌倉の下文により「住予州越智本郡」とあるが、この時の守護は盛綱の誤りであり、地頭の設置についても該当する氏族を伊予側に見出すことは出来ない。

詳細は省くが系図の年代考証からも不審点が多く粉飾部分であろう。その他、藤原時代の在庁官人や新補地頭の線からも該当する氏族は見出せないが、大三島側の史料にそれらしきものがある。

こゝでは伊予の歴史は省くが、源頼朝が平氏追討に決起した時期、風早郡河野郷におこった河野氏は、通清・通信の父子が頼朝と共に兵をあげ平氏を壇ノ浦に掃討するが、やがて頼朝と義経が不仲になると、義経と河野氏との密着を疑つた頼朝は、河野氏の守護神であった三島宮、大三島の越智大祝を警戒し、初めて鎌倉から神主と代官を大三島へ送つた。

尚、この時代については、「瀬戸内海水軍史」松岡進著に詳述されているが、三島側の史料を引用すると、

文治五年（一一八九）七月十五日、大三島の領家には中務大輔長門守成秀、神主に筑前介重包、代官に江三郎書允俊光、代官に清原五郎延光と代る。兵衛義成とある。

建久二年（一一九一）には、領家宣陽門院、神主は図始めて三島宮地頭職に補任し、藤七郎盛友が代官として下着するが、その総勢三十九人である。（註一）

この時に下着した清原氏・藤原氏と本稿系図中の実名は必ずしも一致しないが、のちに近隣の大崎下島等の歴史を見る限り、本系図の一族は、この下着組の流れであるとみてよさそうである。

のちに、三島大祝氏が復帰した時、河野氏に従属した一族が越智本郡へ渡って、玉井氏や柳辺氏を分出するが、現在までのところ本系図に関係する史料は上記にとどまっている。

（二）清原本系図について

この清原本系図は、一部の不審点を除いて、兄弟に至るまで実に明記されている。その一部とは、六代長氏の

項に、『平家物語』や『吾妻鏡』で著名な玉井四郎資国に関する註書がある。この玉井四郎資国については、関本横山党所属の成田氏の分流であるとする説が多く、その出自に関しては、藤原伊尹説、藤原道長説、小野簞説の三説があつて現在まだ定説がない。（註二）ところで、この資国と本系図中の清原の出自である長氏が別人であることは明白であるが、この長氏もこの頃から四郎左衛門尉長氏として玉井四郎を名のり、以後玉井の系譜が続いている。この玉井四郎については、『吾妻鏡』の「承久三年六月十四日宇治合戦討敵人々」の項に、「安東兵衛尉手伊予玉井四郎一人」とあり、前記の玉井四郎と区別するためか伊予を冠している。又、「肥前房小舎人童生取」とあり、本系図中四代にその名が見える。系図上ではこの肥前房と長氏は祖父と孫の関係になるが、『吾妻鏡』のこの項は本系図の玉井四郎の系譜に符合する。

本系図は、この伊予玉井四郎を高名な玉井四郎資国にあてるため、おそらく後世粉飾したと思われるが、この伊予玉井四郎の玉井氏を名のる起源について御示教願いたいと思っている。

更に時代が下ると、十一代光綱の項に、その子の七良

太良光明の肩書きに、「号日見田太夫」とあり、これは目見田太夫と思われ、この目見田氏については、仙遊寺文書の中に、^(註三)三河守目見田光綱と目見田彦七の佐礼寺に関する文書がある。更に系図中には、「佐礼山觀音寺建立」や「大山寺住」、あるいは大井太夫や一族間の婚姻がみえ、一族の越智本郡在住を証明している。

個々の詳細は省いたが、御手洗一族が豊後に流転後も、戦国大名河野氏の「河野氏分限録」の中には、玉井備後守や目見田修理允の名があり、現在東予地方に繁栄する玉井氏や目見田氏のことを考えると、この清原本系図は、玉井氏や目見田氏の系譜につながる系図として間違いあるまい。

(三) 藤原本系図について

清原本系図に比較して、この藤原本系図は実に分かり難く、その煩雑さがそのまま大崎下島の歴史につながっている。

先ず四代有宗が額櫛近祖藤次良太夫となつてゐるが、のちに櫛辺氏となる額櫛の出所について未だに解明出来ないでいる。そして六代宗兼の項における粉飾と思われ

る部分は前述の通りであるが、以後櫛辺姓を名のつてゐる。

この櫛辺姓について、現在東予地方に繁栄する子孫は、東予市壬生川吉岡にある甲賀八幡神社の境内にある象ヶ森神社に先祖を祀つてゐる。その先祖は概して中務の官職を付し、直系は殆んど「兼」の字を通字として用い本系図の一族とみてよさそうである。ところで、この中務の官職を見る限り、前記の大三島文書にみえる領家中務大輔長門守成秀との関係が察せられるが、神主や代官は鎌倉から派遣とあり、領家は京都から誰かが下着したのであろうか。と同時に、系図では「大井」、「周敷」・「大島」等、当時の名族との婚姻が見られ、明らかに越智本郡の在住が察せられ、大三島より本郡定着の時期が問題となるが、後述する櫛辺氏の一族による大崎下島進出が、大三島からか本郡からかという問題と合わせて今後の研究課題である。

とにかく、本系図と大崎下島との関係は、十一代筑後房善信に至つてからである。

承久の乱で京方についた河野氏は所領を没収されるが、

この時「予章記」^(註五)では、「三島七島社務職は京都から善家の者が進士することになった」とあり、「御手洗港の歴史」では、「おそらくそれは大崎下島その他のものをさすのであって、大三島にはおよばなかったのだろうと思われる」と記している。以後、大崎下島は応永年間まで善氏の領有下になるが、この善氏が系図上の善信であり、系図では前記善信の項に次の註書がある。

母兼則離別後 嫁周防屋代庄公元左近太夫光成 依善
信二拾老歲之時 童名御房丸屬母儀 善信尼住当庄南
方 公文職此方石丸名讓併之子孫相伝 依兼則次舍弟
兼基為養子立嫡子 然去間善信為次男 予州越智本郡
己夫田里以下田地屋敷譲得之

以上は、善氏が櫛辺氏と養子縁組の形をとり、領有譲渡の委細であるが、こうして十二代櫛辺十良兼基は、大崎下島を支配下におさめることになる。たゞし、兼基は善氏の代官としての地位が強く、後年この櫛辺氏から分出する御手洗一族が安芸の小早川氏に追われると、小早川徳平は再び善氏の養子という形で下島を領有する。こ

の譲渡は小早川家証文として現存しているため、同じ譲渡の形式がこの兼基の代に行われたとみてよく、貴重な史料である。この時代が下島に渡った櫛辺一族の勢力拡張の時期とみられ、その時期は、次代の十三代清氏が正応五年（一二九二）三月頃上洛し、「為敵被害早年四十二歳」とあり、正應以前ということになる。

この十三代清氏については通字を用いず、がらりと実名が変り櫛辺姓も肩書にないところをみると、おそらく清原氏からの養子かあるいはこの頃勢力を復興した河野氏からの養子とも考えられるが、下島の領有に関する紛争時代を如実に表わしているといえよう。以後系図から櫛辺姓が消えている。たゞし、この清氏の項には子供らしい兼泰名の所に、「兼貞兼泰但一条改郡豫州佐畠郷内賜糖郷云々」とあるが、この郷名についてまだどこか比定出来ないでいる。

何れにしても、前記の兼基・善信の領有権譲渡が、のちに御手洗氏となる藤原流櫛辺氏の唯一の下島進出の証拠となっているが、次は大崎下島側からの史料をみると

文保二年戊午

奉造立柴郎王子宮御社御宗上 大願主藤原久道 三島^七百姓等

霜月十五日辰時

以上は、大崎下島大長村にある宇津神社の棟札で、同島最古の唯一の史料であるが、「御手洗港の歴史」は、同じ藤原久道について、「おそらく善氏の代官とでもいう地位を与えていた者で、あるいは大長の土豪的存在だつたかもしれない」と記している。同書は本稿の系図を公表する以前の推察によるため、大長の土豪的存在だったかもしれないとしているが、私見では、十四代伊賀守氏元の弟に大貳房道智とあり以下夷道ら道の字を通し字とする一族があり、本稿藤原本系図につながる各支流が、大長や字御手洗の在住を証明するものではないかと思っている。

ところでこの伊賀守氏元は始めて川野道久奉行である。
川野は河野であり、道久は河野系図^七にある通久であるが、氏元以後河野大名に従属したと思われる。そして、十六代石見守長氏の項には、九州入りの征西將軍懷良親王の元に走った河野通直が再度四国へ復帰の時、船を出して

援助した勲功が注書にあり、十七代氏忠は道（通）之奉行である。ちなみに、長氏の活躍した通直四国復帰の時には、前記の「予章記」では櫛戸中務亟や玉井四郎左衛門尉の名が見え、越智本郡からの参軍が認められる。

後述する御手洗一族は、この氏忠の時代で伊予を離れ、次代の十八代若狭守信秀が佐伯地方の御手洗氏祖となるわけであるが、「御手洗港の歴史」によれば、前述した通り、この氏忠の時代に大三島と小早川氏が数度の戦を行い、遂に一族は下島を追われて信秀の流転が始まる。その時期は、応永二十七年（一四二〇）、式部少輔入道善麻が小早川徳平を養子として下島を譲渡するから、信秀の流転は応永二十七年以前ということになり、以後豈後流転の伝承とつながるわけである。

そのため、櫛辺氏から分出した御手洗一族はその本流とは袂を分つわけであるが、本流の櫛辺氏は、「河野分限録」によれば、のちに象ヶ森城主となり活躍するが、戦国時代に悲惨な落城の憂き目にあつてゐる。たゞし、後裔は同地方に現在でも繁栄しているのは前述した通りである。

以上大ざっぱに藤原本系図を検討したが、次はこの節

のまとめとして、御手洗氏発祥の時期と出自について考えてみたい。

四 御手洗氏発祥の時期と出自について

本系図では櫛辺の肩書が消えるのは十三代清氏からであるが、この清氏も京都で敵方の災難に遭っているから、御手洗を名のれる時期は一応次代の則重以後とみたい。

ところでこの則重は肩書の代りに号法名善照とあり、殆どの子供は出家している。そして十五代伊賀守氏元の代になると、四人の男の子はすべて尉・太夫・允を冠して相当な勢力の挽回を物語っている。私見では、この氏元は則重の跡をつぎながら、あるいは清氏の家系につながる養子かもしだいと思っている。そしてこの勢力の復興こそ、河野大名の復権と揆を一にして河野の従属が定着し、下島支配が落ち着いた時期とみている。そのため、氏元は過去の惡夢を払拭する如く、下島の字名を冠すれば十四世紀の中頃であり、前号で指摘した、豊後における御手洗姓の文献上の初見である、永享八年姫嶽合戦に參集した八名の御手洗の武将名は、案外氏元の子供達

は、前述した通り、天正年間の族付に見る清原朝臣の書き出しを踏襲したものでありながら、清原本系図の考察の結果、玉井氏や目見田氏と大崎下島の関係はどこにも見出すことはできない。前述した善氏と藤原流櫛辺氏との領有権譲渡や下島大長村の宇津神社の棟札に藤原久道の大願主とある如く、大崎下島の歴史はあくまでも藤原氏代官の支配下にあったとみる方が妥当である。

では、何故に御手洗一族が清原朝臣の出自に固執したかの問題が残される。私の考察では、氏元は清原氏の出身であるかもしれない。そして、祖父の清氏は櫛辺家をつぎながら京都で敵に討たれ、氏元の孫の十七代氏忠は小早川氏によって大崎下島を追い出される。そのため、豊後に移住した一族は、その不名誉を払拭するため櫛辺家を切り放し、後世天正年間に清原流として系図を作り、前記した著名な武将である玉井四郎資国の家系に粉飾してまで名誉にあやからうとした。氏元が清原氏出身であ

の移住ではないかと考えている。大野川流域に繁栄する御手洗一族の祖先達である。

り、御手洗氏をおこした氏祖とする場合、氏元個人から
考えれば御手洗氏が清原流の出自と考えても間違いでは
ない。しかし、氏元が櫛辺氏と戦つて下島を占有した史
実はない。下島の支配は、あくまでも系図上の善信と兼
基との譲渡、あるいは善麻と小早川徳平の譲渡契約によ
って正当化されている。してみると、氏元はどこまでも
櫛辺十良兼基の家系の繼承者でなければならない。こう
考える場合、例え氏元が清原氏の出であっても、御手洗
氏の出自は清原氏よりもあくまでも藤原氏支流とする方
が妥当であると考えられる。

本節は、伊予越智郡の歴史に終始したが、御手洗氏の
発祥と出自に関係するため、やむをえず大要のみを記し
た。次は氏忠の子、若狭守信秀が流転後の佐伯地方の一
族について、綿密に考察することにする。

註

- 1 古事類苑 神祇部四 大山祇神社
- 2 「三島宮御鎮座本縁」
武藏武士 渡辺世祐・八代国治著
熊谷市史

3 伊予史料集成四 仙遊寺文書 二三三六
採訪 「古城をゆく」松久敬著

4 直系は隆任・隆一・隆真・兼親・兼資・兼美・兼
定・兼氏・兼久

5 群書類從合 戰部 卷第三九六所收

6 「瀬戸内水軍」広島県教育委員会所収内海中央部
の海賊衆 河合正治

7 小早川証文 五七五ー五七七号
河野家譜 築山本 景浦勉編 伊予史料集成刊行
会

